平成２９年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目90番地　Ｂ－501
債務者　辰巳美智子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市坂本町１丁目６番地２　プランヴェールⅢ号棟509
債務者　宮本　大輝
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目６番地６　クリオ横須賀中央壱番館302
債務者　川上耕太郎
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６２６号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１―303号
債務者　梶田　法子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３１号
神戸市須磨区北落合１丁目１番317―404号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の９アルテピアⅢ番街１―609号
債務者　久保田匡由記
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６号
山口市下小鯖1171番地229　164号
債務者　秋山　慎一
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
仙台市若林区南小泉２丁目３番17号　カンダミニアム仙台202、従前の住所仙台市宮城野区中野２丁目18番地の１　アルザスⅠ
債務者　木村　　剛
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
仙台市青葉区柏木３丁目７番23号　コーポユキ206、従前の住所仙台市青葉区八幡２丁目15番25号　なごみ200
債務者　荒木　仙恵
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７８号
仙台市太白区向山２丁目２番17号　レジデンスサンシャイン広瀬川308、従前の住所福岡市東区唐原６丁目１番31―101号
債務者　藤ケ森奈生
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
茨城県下妻市半谷31番地
債務者　柴森小夜子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１４８号
茨城県結城市大字東茂呂1207番地６
債務者　伊藤　道夫
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５０号
茨城県筑西市乙227番地５　ベルメゾンＫ102
債務者　照山　　智
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５２号
茨城県常総市豊岡町乙1085番地１　サンシティフルヤＡ―203
債務者　古川　拓郎
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５５号
茨城県筑西市村田1744番地４　ハイツ大吉２―203
債務者　今井　光男
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５８号
茨城県古河市駒羽根1362番地５
債務者　白石ミツイ
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８７号
富山県高岡市中島町４番37―102号　セゾン高岡
債務者　新井　尋美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１４０号
長野市川中島町四ツ屋1132番地７　エクセルコート中河原Ｂ号室
債務者　寺澤　将学
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係